
平成22年大和町議会予算特別委員会会議録（第5号）

平成22年3月19日（金曜日）

応招委員（17名）

| | | | |
|------|-------|----|--------|
| 委員長 | 浅野正之君 | 委員 | 堀籠日出子君 |
| 副委員長 | 鶉橋浩之君 | 委員 | 馬場久雄君 |
| 委員 | 藤巻博史君 | 委員 | 上田早夫君 |
| 委員 | 松川利充君 | 委員 | 大友勝衛君 |
| 委員 | 伊藤勝君 | 委員 | 中川久男君 |
| 委員 | 平渡高志君 | 委員 | 中山和広君 |
| 委員 | 堀籠英雄君 | 委員 | 桜井辰太郎君 |
| 委員 | 高平聡雄君 | 委員 | 大崎勝治君 |
| 委員 | 秋山富雄君 | | |

出席委員（17名）

| | | | |
|------|-------|----|--------|
| 委員長 | 浅野正之君 | 委員 | 堀籠日出子君 |
| 副委員長 | 鶉橋浩之君 | 委員 | 馬場久雄君 |
| 委員 | 藤巻博史君 | 委員 | 上田早夫君 |
| 委員 | 松川利充君 | 委員 | 大友勝衛君 |
| 委員 | 伊藤勝君 | 委員 | 中川久男君 |
| 委員 | 平渡高志君 | 委員 | 中山和広君 |
| 委員 | 堀籠英雄君 | 委員 | 桜井辰太郎君 |
| 委員 | 高平聡雄君 | 委員 | 大崎勝治君 |
| 委員 | 秋山富雄君 | | |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 産業振興課長 | 庄 司 正 巳 君 |
| 副 町 長 | 千 坂 正 志 君 | 都市建設課長 | 高 橋 久 君 |
| 教 育 長 | 堀 籠 美 子 君 | 上下水道課長 | 渋 谷 久 一 君 |
| 総務 まちづくり 課長 | 遠 藤 幸 則 君 | 会計管理者 兼会計課長 | 浅 野 雅 勝 君 |
| 財 政 課 長 | 千 坂 賢 一 君 | 教育総務課長 | 織 田 誠 二 君 |
| 税 務 課 長 | 佐 藤 成 信 君 | 生涯学習課長 | 八 島 勇 幸 君 |
| 町 民 課 長 | 瀬 戸 啓 一 君 | 総務まちづく り課まちづく り対策官 | 千 葉 恵 右 君 |
| 環境生活課長 | 高 橋 完 君 | 産業振興課 企業誘致 対策官 | 浅 井 茂 君 |
| 保健福祉課長 | 瀬 戸 善 春 君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 伊 藤 眞 也 | 班 長 | 瀬 戸 正 志 |
| 主 査 | 藤 原 孝 義 | | |

議事日程

代表質疑

- ・ 社会文教常任委員会（平渡高志委員）
- ・ 産業建設常任委員会（堀籠英雄委員）
- ・ 総務常任委員会（高平聡雄委員）

平成22年度各種会計予算採決

午後1時27分 開議

委員長（浅野正之君）

定刻前ではありますが、全員おそろいでありますので、進めさせていただきます。

みなさん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより代表質疑を行います。

代表質疑は、社会文教常任委員会、産業建設常任委員会、総務常任委員会の順に行います。

初めに、社会文教常任委員会代表、4番平渡高志委員。

平渡高志委員

それでは、社会文教常任委員より代表いたしまして質問させていただきます。

第1件目の大和町保育所の将来構想について。

説明書の51ページ、4目保育所11節需用費の修繕料の中に大和町保育所の修繕費が含まれておりません。現在の保育所は、外観を含め相当な箇所が傷んでおり、今後、セントラル自動車等トヨタ関連の企業を含め、多くの人たちが移転してまいります。定住誘致を行うにも、学校、保育所の充実が大変重要と考えます。建てかえも含め、今後の保育所の改修計画があるのかを伺います。

二つ目、スクールバスの利便性を図れ。

82ページの中学校 1 目学校管理費13節委託料のスクールバス業務で、現行のスクールバスは中学校再編のために行われた事業で、中学生にしか使用されていないため、小学生を持つ親は自家用車で学校まで送っている状況であります。スクールバスを現行の利用方法を変えずに小学生の朝の通学に利用することはできないのかを伺います。

三つ目、生涯学習施設の計画的改修は。

88ページのまほろばホール、91ページの体育センター、総合体育館などの生涯学習施設は、建設から相当数の年月が経過をしております。そのため、至るところに傷みが生じております。今年、地域活性化・きめ細かな臨時交付金対象事業で総合体育館屋上防水工事 1,388万円、まほろばホール調光卓修繕 1,785万円を繰り越しておりますが、今後も多大な金額の修繕が予想されます。まほろばホールは平成7年建造で15年、体育館は平成4年建造で18年、体育センターは昭和50年で35年になります。今後、計画的な改修が必要と思うが、改修計画は作成しておるのか伺います。

以上3点をよろしく申し上げます。

委員長（浅野正之君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、平渡委員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、大和町保育所の将来構想のご質問でございます。

委員ご指摘のとおり、大和町保育所につきましては、昭和51年に建築されておりました、その後、平成12年に増築をし、現在の定員 120名で保育業務を行っておるところでございます。最初の建物につきましては、相当年数も経過しておりますことから、必要な維持、修繕等を行いながら、これまで管理運営に努めてきておりました、今後とも子供たちの安全に配慮した保育環境の整備を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

大和町の保育所の将来構想はとのお尋ねでございますけれども、現在、この役場跡地の土地利用につきまして、庁内に役場跡地の土地利用検討委

員会、ワーキンググループを立ち上げて、グループからの意見、提言をもとに、土地利用について検討しているところでございます。

検討の内容につきましては、役場跡地を中心として、小学校、中学校、大和町保育所も含めたにぎわいゾーンと教育ゾーン等の複合的な土地利用が必要であるとして検討しておりまして、今後、具体的な土地の利用方向についてお示しをしてみたいと、このように考えております。

次に、スクールバスの利便性に関するご質問でございます。

スクールバスにつきましては、大和町中学校再編に当たりまして、中学校再編計画の基本方針に基づいて、吉田中学校、鶴巣中学校、落合中学校の生徒の通学距離が遠くなることによりまして、教育への支障を極力避けることを目的に、平成19年4月にスタートして3年経過しております。当初、通学に関しましては不安の声もありましたけれども、スクールバスの運行で安全な通学手段が確保され、安心して通学できる環境になっております。

ご質問の現状利用方法の中での小学生の利用につきましてでございますけれども、小中学生の通学の時間帯が違うこと、それから、利用できる小学生が限定されてしまうことなど、クリアする課題が多くあることから、難しいものというふうに考えております。

基本的に、小学校等の学校の通学につきましては、児童の体力等の観点からも、徒歩通学が基本でございます。その基本によりまして、4キロメートルまでは徒歩通学としておりまして、4キロを超える場合には自転車通学も可としております。しかし、自転車通学には自転車を購入する等の費用もかかることもありまして、町としては、その負担の軽減を図るために、通学距離が4キロを超える児童に対しましては助成を行って現在進めておる状況でございます。

次に、生涯学習の計画的改修についてのご質問でございます。

本町の生涯学習施設の中心施設といたしまして、まほろばホールと総合体育館がございます。平成6年5月、平成4年8月、財産といたしまして取得しております。オープンの時期とちょっと多少ずれているところがございますが、取得はそうっております。それぞれ建築後15年及び17年を経過したところでございまして、経年によりまして施設本体の劣化、機械設

備の使用によるところの磨耗等による劣化が生じてきておるところもご
います。

こうした生涯学習施設につきましては、本町の生涯学習の中心となりま
す大切な財産でございますので、安全かつ快適に使えるようその施設を提供
することが必要でございますので、各種施設の建築基準法に基づく法定点
検や機械設備等につきましては保守点検業務、または職員によります目視
等により点検を実施しておるところでございます。その結果に基づいて、
施設整備につきましては、使用頻度や使用状況により劣化の状況はいろ
ろばらつきがありまして、予測が難しいところではございますけれども、
おおむね4年間をスパンといたします目安となる計画を策定して対応して
おるところでございます。

しかしながら、大変厳しい財政状況下でございますので、こういった大
きな施設の修繕、改修につきましては、多額の費用を要しますことから、
予算配分や各種交付金の活用を図りながら、優先順位をその都度検討して
実施しているところでございます。

体育センターや武道館、町内5カ所のスポーツ・レクリエーション施設
等の生涯学習施設につきましても、施設台帳での管理による各種点検結果
や利用状況を見ながら、緊急性、必要性を検討しながら対応しておとこ
ろでございますけれども、今後とも、できるだけ計画的な修繕を行いなが
ら良好な状況を維持して、使いやすい施設の提供に努めてまいりたいとい
うふうに思います。以上です。

委員 長 （浅野正之君）

平渡高志委員。

平渡高志委員

1件目の保育所ではありますが、今、この福祉ゾーンを含めて、学校です
か、この跡地を含めての考えということですが、これは建てかえも検討中
ということですのでよろしいのでしょうか。また、新しくする場合、町単
独でやる場合は全額町の負担ではありますが、今回のように民間を利用す
るのであれば、国からの補助、県からの補助があるんですが、それはどの
ようなお

考えなのでしょうか。

また、やるとすれば、やはり早くしなければ、今度、来年4月から民間の認可保育所が開所するわけですがけれども、やはり余りにも、大和町保育所ですね、設備施設が差がつき過ぎるんじゃないかと。同じ保育所費を払って、立派なところと、あと古いところで、子供たちがそれで満足するのか、ちょっと不安なところもありますので、その点を早くお示ししていただかなければと思います。

あと、2件目のスクールバスですね。これ、3年生くらいになりますと遠距離の方々は自転車通学もありますけれども、冬とか雨のときとか、やはり落合であれば三ヶ内、鶴巣でいえば大平下から小鶴沢、また吉田でいえば沢渡ですね、そういう遠いところは、やはり一緒に……。

ただ、時間帯が合わなければ、それは使わないで結構なんですけれども、もしその時間にでも合うというのであれば、私は使わせても差し支えないのかなと。そんなに大きな人数ではないと思うんです。ですから、時間が合う合わないは、判断で、合わなければ使わないし。ただ、使えないというのが最初の前提でありますから、やはりそれに対して親御さんたちは、何で小学生が使えないのかといったような声が聞かれると思うんです。それは何も使ってもいいよと、ただ、合わない合うは、それは今の現行上ですよ。もし合わなければ自分で送っていくし、合えば使うといったような柔軟的な対応も必要ではないのかと思います。

あと、生涯学習施設ですね。この前、総合体育館を視察に行ってきたんですけれども、もう屋上、上がると、じゅうたんみたいに、コンクリートが劣化して、ふわふわの状態なんですね。あそこまでよく今まで放っておいたなというのが私の感想でありました。

また、二、三年以上前から雨漏りはしておりまして、それを検査するのに何百万のお金を出して、結局、どこから漏水したかわからないというような感じが今までのあの体育館の漏水の検査であったと認識しておりますが、やはり上に上がれば、すぐ屋上はあの状況わかるんですよね。もっと早く何でわからなかったのかなというような感じですね。やはりあそこは平らなもんですから、雨降ったり、雪降ったりしたら、そのまま解けないで、解けるといいうか、水たまりになって、排水口も余り

掃除をしていないような感じで、水たまりもできておりました。ですから、やはり体育館、総合体育館にいる人たちね、たまにやっぱりあそこを回って、雨降ったときなんか水がたまらないように、排水路のやっぱり点検もしなくちゃならないのかなと。ずっとしていないように私は見えましてね、随分。

ですから、管理の面もあるでしょうけれども、もっと早くやっぱりあれをやっておけば、あんな漏水なんかはならなかったのかなと。ただ台帳だけで年数だけで調べるんじゃなくて、やっぱり10年を過ぎたら点検を…。とにかく漏るところを見るんでなく、その上を見ないと、もともと調べないと、結局、落ちてきたところを見たって、どこから伝わってくるかわからないんですね、ああいう構造上ね、コンクリートの場合は。ですから、やっぱり屋上がああいう状態になっているのであれば、もっと早く計画をしていかなければ、今から相当そういう施設が多くなってきますので、その点、もう一回答弁お願いします。

委員長（浅野正之君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、ただいまの再質問でございますが、まず、保育所の建て替えが検討されているかということでございます。

このことにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、役場庁舎の跡地も含めて、今後の利用、活用について検討いたしております。その中で、その保育所につきましても、こちらとの兼ね合いといえますか、そういったもので、どちらにつくったらいいとか、そういったものが出てくるというふうに考えておるところでございます。ただ建て替えるとか、そこまで具体的にはいってないのが現状でございます。ただ、ゾーンとして、このにぎわいゾーンとか、ふれあいゾーンとか、つくるゾーンというか、そういった形で見えておりますので、その中に、あそこの用地といえますか、使い方につきましても一緒の中で考えておるところでございます。また、まだ具体的に保育所を建てかえるとか、また、今もう一つお話あ

りました、こういった運営形態にするのか、そこまではいってないところでございます。

なお、ここにつきましては、この跡地の利用にも関連してございますので、できるだけ早くそちらの方向を出したいというふうに考えます。

それから、バスの利用でございますが、お話のとおり、そのルートにいる子供さんにつきましては、乗ることが可能といたしますか、であるという部分もあろうかと思えます。ただ、今、中学校の子供さんのいる家を経由するルートといたしますか、毎年そういう形で中学生の子供さんのいるところから半径 500メートルぐらいの形でルートを設定してバスを運行しております。そのルートにいる子は乗れるのかもしれませんけれども、それ以外の子供のことということもございます。

それから、都合によって乗るということになりますと、きょうは乗るのか、きょうは乗らないのかという部分が出てまいります。今、中学校の子供たちも、乗る乗らないについては事前にきちっと報告をして、乗らない場合には、運転手さんとか、そういった方々が乗らないという事前に把握した中で運転をしている。時間におくれているとか、そういったことで待たたりしないような形ですね。そういったこともやっておりますので、きょうは乗るけれども、あしたは乗らないということになりますと、ちょっとその辺の課題といたしますか、出てくるようにも思います。

それから、行くときあれですが、帰りはまるきり違ってくるところがありますので、その辺の課題もあるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

それから、施設の運用でございますが、お話のとおり、本来であればきちきちっと一番できればよろしいということだというふうに思っております。そういった形で進めようと思っているところでございますが、なかなか予定どおりいかないのが現状でございます。

現在、体育館について、先ほどお話ありましたが、検査をしてということでございますが、検査をして、何ていいますか、原因といたしますか、そういったものを追求しておった中で、今回、補助事業があつて取り組んだところでございます。予算の関係といたしますか、そういったこともあつて、できるだけそういった有効に使えるものを使ってやっていきたいとい

うふうに思っておるところでございまして、そういった意味で、きちきちっというふうにはいってないのが現状でございますが、おっしゃるとおり、維持につきましては、検査なり、そういったものが必要でございますので、その辺につきましては、これからもそういった検査、検査といえますか、点検といえますか、そういったものを作って進めてまいりたいと思います。

職員の点検もということでございますが、点検やっているところでございますが、再度、点検項目とか、そういったものを再度チェックをして、抜けているところがあれば、そういったものはまたきちっとやっていくような形もしてまいりたいというふうに思います。

委員長（浅野正之君）

平渡高志委員。

平渡高志委員

保育所の場合、将来構想があるということですので、なるべく認可保育所と遜色のないような大和町保育所をつくっていただければと思います。

あと、スクールバスの件であります。帰りのことは、小学生の親たちは自分のところで迎えに行くというような話でありまして、朝だけ同じ時間ですね、合えば助かるというようなお話も聞いておりますので、なお、その辺をご検討いただいて、せっかく運営しておるんですから、むだのないような使い方をしていただければと思います。

また、体育館等々の修理ですね、修繕の方も、いろんな事業等がありましたら、それに早目に早目に乗りながら修理をしていただければ、後の大きな金額の修繕はかからないのかなと思いますので、その点も、もう一回よろしく願います。

委員長（浅野正之君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

保育所につきましてでございますが、認可保育所と同等ということでございます。まだ具体的になっているわけではございませんけれども、設置をするとなれば、当然そういった認可保育所というもののレベルというものは、町としてやっていくとすればですね、そういうのは必要であろうというふうに思います。

それから、スクールバスでございますが、朝だけというお話もございました。親御さんのお考えというのも、私もそれは非常にわからないわけではないんですが、先ほど申しましたとおり、何ていいますか、時間の設定とか、あと、みんなに平等に行けないとか、その辺の課題はまだあるんだろうなというふうに思っておるところでございます。

それから、修繕につきましては、お話のとおり、町だけで単独でできないところもございますので、そういったものにつきましては、いろんな制度を確実に利用してですね、利用してといたしますか、利活用もしながら維持管理に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

平渡高志委員

この最後の議場でですね、最後に町長と議論できましたこと、大変光栄に思っております。また、新しい庁舎では、大和町発展のために、さらなる活発なる議論を、町長との議論をご期待申し上げまして、私の代表質疑を終わります。

ありがとうございました。

委員 長 （浅野正之君）

これで社会文教常任委員会代表平渡高志委員の代表質疑を終わります。

続きまして、産業建設常任委員会代表、5番堀籠英雄委員。

堀籠英雄委員

それでは、産業建設常任委員会を代表しまして、4件につきましてご質問したいと思います。

まず初めに、1件目、水田農業構造改革対策事業についてを質問いたします。

予算説明書64ページ、主要施策概要17ページであります。

新政権のもと、平成22年4月より始まる戸別所得補償モデル対策であります。大きく分けて、米のモデル事業の米戸別所得補償モデル事業と、自給率向上対策の水田利活用自給力向上事業がスタートいたします。これらは国から個人及び組合への交付金が直接払いになります。そのためには、自給率向上のため新しい農政に参加し、加入申し込みをしなければ交付金は受け取れませんが、期待される効果もあり、具体的な事業展開をお伺いをいたします。

次に、2件目でございます。企業誘致事業並びに定住促進についてでございます。

予算説明書66ページ、主要施策概要21ページであります。

平成20年のリーマンショックで見合わせておりました企業も、本年早々、パナソニックEVエナジー株式会社が操業開始され、いち早く進出の決定のあったリサーチパークに東京エレクトロン株式会社も建設着工が発表され、ソマール株式会社、スズレン株式会社も建設工事が予定されました。また、セントラル自動車も完成し、来年早々の操業を目指しております。それに伴い、雇用機会の創出や地域経済の活性化も図られ、大変に期待も大きいものと思っております。そして、従業員の定住化を図るため、周辺の自治体ではPR合戦が激化しております。独身寮を準備したり、従業員専用の住宅の建設、移転用地を造成したり、アパートの準備と、大変に力が入ってきております。そんな中、本町としての独自策はどのように考えているかお伺いをいたします。

次に、3件目でございます。道路新設改良事業。

説明資料70ページ、主要施策概要24ページであります。

平成22年度、国土交通省補助事業により、21年度測量設計業務を実施した吉田落合線の用地取得を行い、また、新庁舎の北側の0.7ヘクタールを交通ターミナル事業により、まちづくりの拠点と位置づけておりますが、公共交通の利用促進が果たして図られるか、考えをお伺いするものであります。

次に、4件目でございます。老朽管対策事業についてでございます。

予算説明書 282ページ、主要施策概要29ページであります。

老朽管対策事業は平成11年より実施され、吉岡市街地の老朽化が進み、配水管の破損事故を初め、石綿セメント管の更新による安全性と漏水事故防止、さらには、おいしい水の安全供給が図られ、健全な水道事業経営がなされるものと思います。

説明によりますと、吉岡地内は平成22年、23年度に完了し、24年、25年度には鶴巣、落合地区が完了するとのことでありますが、吉岡西部地区だけが対象外で残るとのことでありますが、現在、布設替えを必要とする老朽管はどのくらいあり、吉岡西部を含め、早目の対策を講ずるべきと思いますが、どうお考えかお伺いをするものでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、堀籠委員のご質問にお答えをします。

初めに、水田農業構造改革対策事業に関するご質問でございました。

水田農業構造改革対策事業につきましては、本町といたしましては、平成22年度から実施されます戸別所得補償モデル対策に関連をいたしまして、町の地域水田農業推進協議会への助成、集落ぐるみの団地化促進への助成、集団営農用機械整備助成及び直播栽培推進助成など、それぞれ町としてやっておるところでございます。

特に、戸別所得補償モデル対策につきましては、自給率向上を目指すことが最大のテーマでありまして、主食用水稲の生産調整を遵守すること、転作地へ穀物等の作付を実施することが条件となっておりまして、10アール当たり1万5,000円の定額補償が受けられます。ただし、転作のうち、自己保全管理と不作付につきましては、改善計画を提出しないと助成が受けられなくなりますので、ぜひ平成24年度までに穀物などを作付する内容の計画書を町へ提出していただきたいと思っております。

また、転作部分につきましては、主としまして販売を目的として収穫を行うことが義務づけられましたので、取り組みが多く予想されます麦、大豆、ソバ等の現地確認については、これまで播種確認、まいたときの確認から、新年度からは収穫への確認に変わってきております。要するに、まけばいいということではなくて、収穫をするまでということをございまして、捨てづくりの防止ということをございますので、ご協力をお願いしたいと思ひます。

そのほか、加工米等につきましても、新たに10アール当たり2万円の助成が加わっておるところをございます、水稻による転作をございます新規需要米、米粉用の米とか、または飼料用の米と同様に、この加工用米についても、余分にとれた分といひますか、そういった部分が他所へ流れないように十分注意をすることが必要をございます。

ぜひとも多くの農家の皆様方が、安全で安心の売れる米づくりをしていただきますとともに、戸別所得補償モデル事業を活用して、安定的な収入確保を図っていただきたいと、このように考えておるところをございます。

次に、企業誘致事業並びに定住促進に関するご質問をございます。

企業誘致につきましては、平成20年後半の世界的金融危機以降、企業の業績回復が芳しくない状況、厳しく、芳しくない状況となっております。しかしながら、このような状況にもかかわらず、大和流通工業団地におきましては、パナソニックEVエナジー様が本年1月から操業開始しておりますし、第二北部工業団地では、セントラル自動車さんが来年1月の操業を目指して準備を進めております。

これに呼応して、本町では、移住される従業員の皆様方に定住を促すために、平成21年度から新エネルギー対策としての住宅用太陽発電池施設、またハイブリッド自動車購入に対する助成を行っております。また、大和町内外の賃貸アパート物件をまとめて紹介する黒川住宅情報バンクの設立を促し、これらの共同窓口の実現によりまして、本年1月から物件をご案内しております。

また、直接的には、昨年11月に相模原のセントラル自動車様の本社工場で開かれましたサンクフェアにも参加してございまして、定住促進のPRを

してまいったほかにも、12月には山梨県の韮崎市の東京エレクトロンAT株式会社に職員が赴きまして、大和町の地場産品を提供したり試食してもらいながら、定住促進に向けた大和町のPRをしておるところでございます。

そのほか、吉岡南第二土地区画整理組合などにおきまして、まほろばタウンや杜のまちのパネル展やパンフレット配布などによるPRを、セントラル自動車工場内のPRブースに設置する等のPRもしております。そのような効果もあったと思いますが、セントラル自動車様における平成21年12月末現在での住宅購入状況につきまして、新聞にも載りましたが、土地を含む中で75人がおるということでございますが、半数以上が黒川郡内でございます、本町については24人の方々が購入をいただいております、全体の32%というふうになっておるところでございます。

これらの対策のほかにも、現在進めております4月からの子育て支援策であります保育料の改定や、保育所待機児童解消に向けての新しい保育所の建設の取り組みなど、総合的な観点についての大和町PRに努め、定住促進を図ってまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、継続が大事と考えておりますので、これまで同様、大和町の奨励制度、企業立地奨励金なり、用地取得奨励金なり、用地取得助成金なり、そういったものを最大限にPRしながら、県や県の土地開発公社などと連携をとり、自動車関連産業や電子機械産業などの企業様に工業団地の誘致を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、道路新設改良事業の交通ターミナル整備事業に関するご質問についてお答えいたします。

本町の公共交通環境につきましては、国道4号線を軸としまして、路線バスと町内を走る町民バスによりまして住民の足の確保に努めておるものの、バス停や運行時間等の連携において課題がありまして、公共交通の充実が求められているところでございます。また、仙台北部中核工業団地等への企業の進出によりまして、国道4号線と工業団地周辺におきまして通勤や物流関係車両による交通渋滞が発生しておりまして、交通混雑対策の必要性が高まっているところでございます。

このような状況にありまして、第4次総合計画では、通勤・通学や買い

物、通院等、町民の移動ニーズにこたえる公共交通機関の充実を図ることとしており、また、仙塩広域都市計画において、吉岡地区は、バスターミナルを中心として都市機能を集約すべき地域、中心核として位置づけられておるところでございまして、それらにふさわしいまちづくりが求められておるところでもございます。これらのことも踏まえまして、その役割を果たすべく、円滑な交通環境の形成に向けまして、路線バスや高速バス、町民バス等の交通関係者と調整を行い、連携して公共交通の利用促進を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、老朽管対策でございまして。

水道の配水管の老朽管対策事業につきましては、吉岡地区を中心とした創設時の私有地埋設等の解消と老朽管の布設替えを実施するために、平成11年度から10カ年計画として事業に着手しておるところでございます。

吉岡地区の老朽管につきましては延長 7,446メートルでございまして、管路の廃止と代替管の整備によりまして、漏水の防止と下水道普及による水需要の増大に対応して、吉岡市街地内の給水の安定を図る目的で実施しているものでございます。

計画年度の平成20年度までに 6,661メートル、整備率89.5%でございまして、の老朽管を解消していますが、計画区域内の残延長、残り 785メートルにつきまして、平成21年度から引き続き事業を実施しておるところでございまして。平成21年度に 359メートルの改修を行っておりますが、22年度には 159メートル、23年度に 267メートルを実施しまして、当初の整備計画を完了する予定となっております。

また、吉岡地区以外の老朽管対策、老朽管の対象延長は 571メートルでございまして、このことにつきましては、先ほど委員お話しのとおり、新たに平成24年度から2カ年計画で整備、解消をする計画でありますことから、残りは吉岡西部地区にかかわります土保田線 895メートルがあるわけでございますが、そこを除いて、老朽管についてはすべて25年度までに解消する見込みとなっております。

その土保田線でございますが、県道吉岡吉田線の延長整備の動向によりまして対応してまいりたいと、このように考えておるところでございましてけれども、今後、漏水の多発等、状況の変化によっては必要な対応措置を

講じ、区域内水道の安全供給に努めてまいる所存でございます。以上です。

委員長（浅野正之君）

堀籠英雄委員。

堀籠英雄委員

只今ご説明がありました、これまでとは違った新たな政策のもとにスタートするわけですが、集落営農等につきましては、かなりメリットが大きいものがあるのかなと、そのように今思ったところでございます。そして、遊休農地、耕作放棄地が今後どれだけ解消されるか、また一つの課題でもあるわけでございますが、こういったものの指導、どのように考えておるか。

また、助成額の高い転作作目は、やっぱり要件がかなり厳しいものがあり、なかなかつくりにくいものもあるようですが、激変緩和、交付額を上回った場合は、この激変緩和、あるいは水田協議会の助成が単価調整が行われるとなっておりますが、ぜひともですね、水田協議会といたしても、ぜひ予定額を支払えるような努力をしてほしいなど、そのように思います。

それから、2件目の企業誘致、そして定住促進でございますが、企業誘致は継続して事業をPRしながらやっていくということでございますが、定住促進ですが、75人のうち半数の24人が本町に住むようになったということでございますが、本当にまさに自治体間の争奪戦になってきておりますが、ある自治体では、直接会社に訪れて、いろいろPRしてくるところがございます。ただ、単なるPRではなく、何回も足を運んで交渉して、そしていろいろお話おっしゃり、あと、いろいろニーズにこたえるようなね。お話を承ったり、そして、いろいろ話をしてくるうちに、本当に本音というものが出てくるそうなんです。ですから、本町といたしましても、昨年ですか、山梨の方に行っているいろいろPRしてきたようでございますが、もっともっと足を運んで、ぜひPRしてほしいなど、そのように思います。

それから、3件目の交通ターミナル、これからもですね、これもいろいろ説明があるので、大体わかりました。

それから、4番目の老朽管ですが、この西部地区残るわけですが、これもできるだけ早く対応してほしいなと思うわけでございます。

以上2点につきまして、もう一度ご答弁お願いします。

委員長（浅野正之君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

まず、最初の耕作放棄地についてということでございますが、そのことにつきましては、耕作放棄では当然対象になりませんので、今後、何らかの作付をするという計画を出すということで、まずそれをやらなきゃならないということでございます。

ただ、耕作放棄した状況がどのぐらいになっているかということもあろうかと思えますし、再度作り出したときに、水路の問題とかいろいろ課題はあるんだというふうに思っておりますが、いずれ、できる部分といたしますか、そういった条件のよいところ、そういったものにつきましては、やっていただければというふうに思っておりますし、こういった、まず計画書を提出することによって、ことし即ではなくてもよろしい状況もあるところでございますので、そういった制度の内容について説明をしながら、農家さんの取り組み意欲といたしますか、そういったものが喚起できればというふうに思っておりますのでございます。

あと、補助金につきまして、国の方で出てくる部分については当然決定しているわけでございますが、その中で、県なり町が激変緩和の中でプラスやっている要素がございます。これらにつきましては、例年そうなのですが、当初、価格は、単価を設定いたしますが、実際どのぐらいの取り組みがどの部分に来るか、それによって多少、面積、数量、そういったものによって変わってくるケースがあるということでございまして、基本的な国から交付される分については、間違いなく交付されるということでございます。

そのことにつきましては、できるだけ変わらないようにというか、多くと言えいいんですかね。ただ、先ほど申しましたとおり、町の方で水田協に出している金が、2,160万円というお金があるわけですが、先ほど言った推進協議会の助成がですね。その中での大枠の中での調整というふうになってまいりますので、そこで調整をさせていただく。調整といいますか、その中の枠の中での単価の調整が出てくるところでございます。予定どおりの面積、予定どおりって、当初からの計画どおりの数量になれば、今までどおりいくということでございますが、その辺は、今後、その計画される内容、そういったものを集計した中で、もしかするとそういった動きも出てくる可能性はあるということでございます。

それから、定住策、企業誘致といいますか、住民の皆様をお誘いするという、住民じゃない、新規のですね、ということでございますが、企業に通ってというお話でございますが、企業さんにももちろん通って、いろいろお話ししてるところでございます。

また、先ほど申しましたエレクトロンの地場産品提供のやつにつきましては、実は去年の場合は、余りまだ、その明確な時期がはっきりしていないので、余り大々的にしてくれるなというような企業さんからの申し出もありました。まだわからない中で、従業員の方を刺激するといいますかね、そういったことが余りあってはという配慮もあったというふうに思っております。今年は、もう完全に明確にそういった時期も公表されておりますし、従業員の方々もそういったこと知っておられますので、今年もそういったPR、やっていきたいというふうに思っております。

そのほか、エレクトロンさんに限らずでございますけれども、情報の交換といいますか、そういったものにつきましては、職員も行っておりますし、私も参っておりますので、これからもやっていきたいというふうに思います。

それから、水道の件でございますが、西部地区といいますか、あそこにつきましては、現在水道管が埋まっているのが現状ある道路、土保田の前の道路でございます。あそこにつきましては、本来、吉田落合線が直線的に延びていくという大きな計画がございまして、そういったこともあって、あそこが現状なかなか手をつけられない状況ということでございま

す。その全体の動きといいますか、そちらも考えながらやっていかなければいけないというふうに思っております。ですから、早期ということはお話わかるんですが、あの全体の面の考え方といいますか、西部エリアのですね、ということも出てきますので、下水だけ先行ということにはちょっといかないというふうに思っておるところでございます。

なお、今あるものにつきましてはきちっと管理をして、お使いになる方に迷惑なるようなことは決してしないように、維持管理はやっていきたいというふうに思います。

委員長（浅野正之君）

5番堀籠英雄委員。

堀籠英雄委員

一人でも多く本町に定住されますことを特にご期待をいたします。そして、大和町が大きく飛躍することを期待しまして、終わります。ありがとうございました。

委員長（浅野正之君）

これで産業建設常任委員会代表堀籠英雄委員の代表質疑を終わります。

少し時間が早いですけれども、暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午後2時17分 休憩

午後2時25分 再開

委員長（浅野正之君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会代表、6番高平聡雄君。

高平聡雄委員

それでは、総務常任委員会を代表いたしまして、三つの事柄についてご質問をさせていただきます。

質問する項目については、2款総務費1項総務管理費についての三つの課題であります。

一つ目は、13目諸費19節負担金補助及び交付金、財産区繰出金についてでございます。

本年合併55周年を迎える大和町にあって、現在も3地区において財産区が形成をされてございます。その運営に当たっては、基金の運用を一つの目的としておるわけですが、3財産区とも民生安定、福祉の向上に十分なる寄与をしてきたことはご承知のとおりでございますが、基金の枯渇等、それぞれの財産区での運営にさまざまな変化が生じてまいっております。

その他にも、大和町、財産区のない地域もございまして、この基金運営に当たっては、当時の目的と現在の求められる需要、そういったものを勘案すると、町全体と考えた場合には、不公平感を持って見られる場合も出てまいっております。そういった環境の変化等を考えたときに、そういった疑念が生じないような新たな現在の状況に即した使途基準があつてしかなるべきではないかという観点からお伺いするものでございます。

二つ目は、12目庁舎建設費についてでございます。

新庁舎の完成による現庁舎の解体費に、仙台法務局証明書発行請求機窓口及び大和町観光物産協会の移転の移設工事として概算事業費200万円が計上されてございます。このことについて、以下の3点についてお伺いをするものでございます。

現在業務を行っている場所での業務継続はできないものなのかということが1点目。

二つ目は、観光物産協会の事務執行に支障はないのかということで、これは主管をされる産業振興課と分離されるという現実がございまして、こういった観点から、どうお考えになるかと。三つ目として、吉岡コミセンの目的外使用について、現段階では経済産業省からの了解は得られていないという状況の中で、この見通しについてどういうことを考えていらっしゃる

のか、お聞かせをいただきたいと。三つ目の質問でございますが、6目企画費、町民バス運行事業についてでございます。

町民バスは、これまでは遠隔地から主に黒川病院への通院含めた買い物のための足として確保されてきたと理解をしております。大変重要な役割を担ってきたんだろうというふうに考えております。それにあわせて、今回、庁舎の移転に伴い、中心市街地から新庁舎を結ぶルートが必要になるのではないかという意見が出たわけでございます。また、新庁舎や中心市街地、あるいは福祉ゾーンを面的に結ぶルート、こういったものの需要も必要になってくるのではないかというふうに考えます。特に、中心市街地と言われる現在の役場の周辺の商店街、主なところへの停留所の建設、そういったものが大変必要な課題だという観点から伺うものでございます。

なお、総務常任委員会として大変申しわけないことがございまして、このほかに、本来は、庁舎建設費の中で、実は広告費 100万円について、ぜひその必要性について質疑をしてくれという伊藤議員からのたつての意見がございまして、本来、私、する予定でございましたが、通告する文書の中にその一言も入れてございませんでしたので、この場をかりて、大変伊藤議員には申しわけなく思っております。別の機会にさせていただきますたいと存じますので、よろしく申し上げます。以上であります。

委員 長 (浅野正之君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、高平委員のご質問にお答えをしたいと思います。最初に、財産区の基金に関するご質問でございます。

初めに、財産区の成立や機能について、おわかりかと思いますが、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

大和町には宮床、吉田、落合の3財産区がございまして、大和町への合併に当たって、地方自治法の 294条に規定する財産処分に関する協議によりまして、昭和30年の4月20日に設置されたものでございます。構成員ににつきましては、宮床、吉田、落合の区域と大和町内の区域で、全部が大和町内の一定地域でございまして、それぞれの区域の住民皆さんが構成員となっております。

財産区の基本的な機能といたしましては、財産の管理または処分、もしくは公の施

設の廃止についてのみ行為能力を有する特殊法人とされており。行為の具体的内容につきましては、管理行為といたしまして、現状維持します保存行為、財産の性質に従って利用する利用行為、財産の本来の性質を変更しない範囲内において財産の価値を増加させる改良行為がございます。また、処分行為といたしましては、売却がその主たるものでございますが、貸し付けや地上権、抵当権の設定等が上げられております。

このように、財産区自体には執行権は付与されておらないところでございまして、適正な対価のない地上権設定、貸し付け等は、町議会、町の議会の議決を経まして町長が執行するものとなっておりますが、財産区の意思反映手段といたしまして、管理会が設けられ、重要事項について同意を得るものと条例で規定されておるものでございます。

次に、財産区の運営に関してでございますが、地方自治法第 296条の5に財産区運営の基本原則等が規定されておりまして、財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性を損なわないように努めなければならないとされております。このことは、町村合併促進上から財産区制度が認められたことの背景を受け、財産区とその所在する市町村との間の調整措置について規定されたものであります。

また、具体的には、財産区住民の意思に応じた福祉増進の中においても、区域内、区域外住民の間に対抗的意識が生ずることのないような特別な配慮により、市町村全体の融和を進めることを法律により規定したものと、このように解釈されております。その上で、財産区財産より生じた収入の全部又は一部を市町村の事務に要する費用の一部に充てることができると規定されておりまして、その方法は、財産区財産の維持管理に使用する経費以外については、希望を付して町に繰り入れ、町の予算を通して使うのが正しいとの見解も示されておるものでございます。

町では、これまでも町事業に対する繰り入れにつきまして財産区と協議を行い、その結果として町事業への繰り入れを行ってきたものでございまして、直接的ではありませんが、この方法により財産区のない地区も含めた一体性を図るべく努力したものでありまして、今後も町事業への繰り入れの方法によりまして一体性の保持に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、新庁舎移転に伴っての法務局の窓口移転についてでございます。

新庁舎移転に伴いまして、法務局証明書発行請求窓口も移転する必要が生じたた

め、仙台法務局並びに大和町観光物産協会等の関係機関と協議を行いまして、吉岡コミュニティセンターに移転する方針となりましたので、その必要費用について庁舎解体費の一部として含まれている旨を、さきの全員協議会で説明申し上げたところでございます。

法務局の発行請求機は、なぜ現在の場所で継続できないかということでございますが、新庁舎建設に伴いまして、現在庁舎として利用している建物につきましては、すべて解体する方向で、方針で臨んでおります。これは、庁舎跡地につきまして新たな土地利用を検討しておりまして、更地の状態で計画する必要があると考えているからでございます。また、発行請求機窓口の設置に伴いまして、手数料の印紙をさばくための販売窓口が必要となっておりますが、これまで協議した中で、大和町観光物産協会にその事務をお願いしておりまして、二つの窓口の連携が必要となることから、観光物産協会も同時に吉岡コミュニティセンターへの移転で調整を進めておるものでございます。

そういった中で、観光物産協会の事務執行に支障はないかということでございますけれども、観光物産協会の事務事業につきましては、職員1名が事務を担い、事務局長は町の産業振興課長が兼務しておるところでございます。特に大きな事業といたしましては、お立ち酒全国大会や大和まるごとフェア in 仙台がありまして、その他、各種イベントにおきましても、町との一体的な連携で動いております。

今般、吉岡コミュニティセンターへ移転予定となるところでございますが、町内関係各課との協議を行い、最良の方法によりまして事務執行には支障のないように詰めていきたいと考えております。

次に、現在の段階において経済産業省の了承が得られていないが、今後の見通しはとのことでございますが、吉岡コミセンにつきましては、昭和58年、59年の2カ年におきまして、2カ年間で工業再配置促進費補助事業として建設しております。補助事業を受けてから25年が経過しておりますものの、補助金等にかかわります予算の執行の適正化法に関する法律の適用を受けておりまして、取得した財産の処分を行うためには、補助事業者の承認を受ける必要がございます。そのため、その取り扱いについては東北経済産業局と協議を実施しておるところでございますが、当時の補助事業制度は廃止されておりまして、目的外使用することについては手続の必要があるものの、使用目的、施設の改変の内容など調査を行った上でないと補助金の取り扱いが難しいという判断と、経済産業大臣官房会計よりの「補助事業等により取得し又は等価の増

加した財産処分の取り扱いについての通達」では、財産処分に関しまして、経過期間や転用目的などにより弾力的な運用が図られる内容となっております、これらも含め東北経済産業局の判断を待っており、なお協議中の状況でございます。現在そういう状況にあるということでございます。

次に、町民バスのルートについてでございます。

中心商店街から新庁舎、さらには福祉ゾーンを結ぶルートが必要ではないかというご質問でございましたが、このことにつきましては、一般質問でも堀籠日出子議員から、庁舎移転によりましての対応ということでご質問がございましたが、以前、黒川病院が遠くなったということもありまして、吉岡町内の循環線、2路線を運行した経緯がございました。平成14年の4月から運行してはいましたが、利用者が少なかつたために、16年の3月に運行を廃止した経緯がございます。運行期間は1年9カ月ほどございましたが、その間に利用される方々は、商店街を通る吉岡循環線につきましては、1日平均0.84人、吉岡南などの振興住宅を通る吉岡循環2につきましては、平均0.16人ということございました。他の運行路線と比較いたしまして極端に少なかつたために、廃止に至った経緯がございます。

また、福祉ゾーンを結ぶルートということもございますが、現在、町民バスはすべて起・終点をひだまりの丘としているところでございますが、循環ルートとはなっていない状況でございます。こういった経緯はあるわけでございますが、今後、役場の庁舎も移転するわけでございますから、そういった状況を見極めながら、大和町の地域公共交通会議での委員さんからのご意見なども参考にしながら判断してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

委員長 (浅野正之君)

高平聡雄委員。

高平聡雄委員

それでは、お伺いをします。

財産区、大きな役割を持ってこれまでやってきておること、改めて披瀝をいただいておりますが、ここに来て、基金としての財産の枯渇している団体、あるいは運営費に見合う収入のない団体、あるいは土地の売却等により基金を上積みしている団体、財産区とはいえども内容は全くそれぞれで異なっておりますし、また、それらの事柄によって、22年度予算の中でも、報酬を日当にしてみた

り、あるいは交付金、補助金等への繰り出しについても、これまで同等のことはできないということで削減に取り組んでいるところもあつたりということですね、本来、財産区、基金の管理団体ではなくて、その地域にある山林等、土地を管理、保全をするということも当然大きな役割としてあるわけでありますが、どうも現在ある運転資金に見合ったですね、その運用とは外れた運営というものも露見されているのではないかということも言われております。

また、先ほども申し上げましたように、行政が執行する一般会計への繰り入れというような形ではあつたにせよ、どうも財産区のない地域からすると、うんというような交付のあり方もあるのではないかということも指摘を受けておるわけでありませう。これまでの管理者としてのその関与の仕方に、そろそろ新たな考え方をういながら、管理会の運営に積極的に関与されるという時期ではないのかというような趣旨でご質疑をさせていただいているわけですので、その点について、管理者として、町として、どう関与、今後されていくかお聞かせをいただきたいというふうに考えます。

それと、2点目の庁舎建設にかかわる移転費であります、全面解体がされるに当たって、やむを得ないことなんだと。今後のことも考えて、やむを得ないことなんだということでございます。それはそのとおりだろうというふうに思います。しかし、これ、よく考えてみると、解体というのは、この施設が昨年5月に入居した段階以前に、もう既に解体の方向性というのは18年あたりからすっかり出ていたわけでございます。そんな中、そこになぜ入居させたんだと。もう半年ちょっと、あるいは1年の間にまた移動することがもともとわかっていたじゃないかという意見に対して、十分たる答えになっていないのではないかというふうに考えるわけでありませう。その点についていかがお考えかお聞かせいただきたいと。

町民バスの運行ルートについては、前例によって非常に乗客の伸び悩みもあつたんだというようなこと、今改めてお聞かせをいただきました。さまざまな観点から、ちよつど見直す、庁舎の移転というのは大きな事柄でございますので、走っているバスの見直しも、この際、大きくもう一度検討することは必要であろうというふうに存じますので、先ほどのご答弁の中にあつたように、再度新たな気持ちで、バスの運行については、見直しというか、利用のしやすいものにしていただくように、これは改めてそういう検討を求めて、この質問については終わりにさせていただきたいというふうに思います。

委員長 (浅野正之君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まず、財産区の件でございます。

お話のとおり、3財産区ともそれぞれ現在のある状況は違っております。そういった中ではございますが、どこも共通しているところは、毎年の運営費といいますか、について、その分が十分に収入があるところではなく、残念ながら、すべて基金の取り崩しになっておる状況にあります。そういった中で、あと違うとすれば、基金があるか、以前があったか、今あるかという状況でございまして、そういったもので、今現在、そういった、何ていいますか、状況が違う状況になっております。

それぞれの財産区には、町として、先ほど言いました一般会計を通しながらご協力をいただいております。その地域地域での必要な建物とか、そういったものにご協力をいただくという形でございます。補助事業等も当然やっているわけでございますけれども、そのうちの一般財源等の部分につきまして、財産区さんからご協力いただいて、そして町の一般財源をその事業には使わず、その分を、ほかの事業といいますか、という部分に使うことによって、言葉悪く言えば、浮いた分をほかに使うということによって、ほかの地区にもそういった恩恵といいますか、そういったものもあつたんだろうなというふうに思っております。吉田財産区等につきましても、プールとかああいうこともありまして、大変ご協力をいただいたのが、現在はそうではなくなったという状況でございます。

そういった中で、現在の状況につきましては、お話のとおり、管理委員さんたちの報酬とかも違ってきておりますし、また、地区に対する考え方といいますか、そういったものも違ってきている中でございまして、みんなが同じ環境ではないがゆえの、そういった部分についての環境も違っておるということはあるわけでございます。

ある財産区の資金をほかの財産区にというのは、なかなか難しいところがあるというふうに考えてございまして、したがって、さっき言ったような一般財源化した中でのご協力という形で基本的にはご理解いただきたいというふうに思っているところでございますが、今後、その運営の仕方といいますか、そういったものについては、名前を出してはあれですが、落合、宮床の考え方と吉田と、また違ってくるといふような状況にもございますので、その辺につきましては、それぞれの管理員の方々と、状況

について、まずその実態についてご理解いただいた中で進めていく部分が必要なんだろうというふうに思っています。

今回、吉田財産区につきましては、基金の問題もありますが、報酬について日当制に切りかえたところがございます。これは我々が言ったのではなくて、委員の方々からの申し出でございました。また、落合につきましても、決してそういった状況ではないのですが、今後のこともいろいろ考慮した中で、自主的な報酬のカットというのも出てきている現状もでございます。それぞれいろいろお考えをいただいている中でございますので、一律にみんながこういうふうに同じようにやりましょうというものがなかなか難しいところはあろうかと思えますけれども、そういった状況について、管理委員の方々と、今後どうやっていけばよろしいのか時間をかけながら話していく時期になっているのかもしれませんが。管理委員の方々、3財産区の合同の管理会もあるわけでございますので、そういった機会に状況を出しながら話し合いをしていきたいと、今後していく必要があるんだろうなと思います。

財産区、全国いっぱいあるんだそうですけれども、大和町ぐらいまくいっているところはないんだそうございまして、そういった意味では、管理委員の方々、または地域の方々のご理解、ご協力は大変ありがたいものだというふうに思っております。そういった意味では、いろんな形で町でもご協力をいただいております、その結果、皆さんに、直接ではなくても、さっき言ったような形ですね、財産区のお手伝いの中で、目に見えないところでありますけれども、そういった恩恵といいますか、そういったこともあるわけございまして、そのことについては感謝しながらも、今後のあり方につきましては、先ほども言った状況がございますので、管理会の方々がまず最初だと思います。また地域の方々も含まれておりますが、そういった今後のあり方については、考える時期に来ておるといふふうには考えております。

それから、法務局についてでございますが、新しくこちらに入居した段階といえますか、当然、移転がわかっていたではないかとおっしゃるところ、もちろんそのとおりでございます。町としましても、やはり法務局がそういう状況になったので、ぜひ自動発行であれ必要だということで、黒川郡内の4カ町村連名での要望もやった中で設置をしてもらいました。

その段階で、確かに庁舎がいづれなくなるということもあったわけでございますが、見通しが甘かったといえ、まことにそのとおりかもしれません。新庁舎の方の中に法務局をという構想、考え方がございました。そこで進んでいったものですか

ら、その考え方であったところでございますが、再度確認をしたところ、そういったことが難しいということございましたので、後手後手になったところはございますが、その結果、それでは新しい場所という形でいろいろ検討を加えたところがございます。

そして、法務局、ここに法務局が入る段階でも、印紙をどこで購入したらいいだろうと。民間でやっているところもあるんですが、そこではちょっと遠いというようなご指摘もあり、それで物産協会さんの方にお問い合わせをした経緯がございます。今回、移動するに当たりまして、当然そういった意味では、印紙の販売につきましても近くがよろしいという判断の中で、物産協会さんにご協力お願いして、一緒といいますか、という判断をしたところがございます。

前からわかっていたんではないかといえば、そのとおり、わかっておった中で、そういった我々の判断の甘さがあったということは認めざるを得ないというふうに思います。

それから、バスのルートにつきましては、先ほど申しました、以前には回遊といいますか、やったところがございますけれども、そのこととまた状況が違ってきておるところでございます。ターミナル構想ということもある中で、そういったことも含めて、今後そういったルートとか、そういったものについては考えていく必要があるというふうに思っております。以上です。

委員長 (浅野正之君)

高平聡雄委員。

高平聡雄委員

財産区の難しい運営について、ぜひ知恵を出し合っていていただいて、先ほどお話をいただいた全国に類を見ない、うまくいっている財産区だという評価があるそうでありますので、それが今後も続くような、そして町全体の発展に寄与していただくような運営に貢献をいただくように改めて申し上げさせていただきたいと思っておりますので、管理者として十分なるお働きを期待します。

また、庁舎建設については、後手に回ったというお話があったわけですが、庁舎建設による移転の話ですね、後手に回ったんだというような率直なお話があったわけですが、これは、それを含めた、やっぱりこのことに対する対応能力というか、

そういったものが問われますし、次善の策としてコミセンだというようなお話になったんだろうと思いますが、その判断の時間なり内容について、どうも本当に浅かったんじゃないかというような感を禁じ得ません。そのことについては指摘をさせていただきます。

一応、私がお伺いする内容については以上の内容であります。冒頭申し上げたように、本来は広告費について100万円、これは本来は、完工、完成の暁には、一般的には、かかわりのある業者さんたちからそういったものを募って、その中で果たすというのが本来であろうということでもあります。それにあえて町費をつぎ込むことのそれだけの意味合いを、十分に理解得るようなものなのかという観点で、これをぜひ取り上げたいという趣旨でございました。この1点について、私を含めた心配をされている委員がおりますので、町長のそのことに対する考え方、最後にお聞かせをいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 (浅野正之君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

広告費100万円ということについてでございます。

今お話しのとおり、広告につきましては、例えば広告主、広告依頼者といいますか、募金といいますか、そういった中でやるという方法がございます。今回の場合、そういった方法もあったところがございますが、広告をする内容につきまして少し充実をしたいということがございました。55周年、新庁舎ということももちろんでございますが、新たな町のスタートに当たって、町の考えなり、そういったものを広く県民の皆様方に、大和町はこういう考えで進むというか、そういったものということも考えて、広告を出そうとしたところがございます。

そういった中でございまして、もしかして前に説明あったかもしれません。100万円というものについて、町は100万円ではございますが、全体とすればもっと大きな金額の広告になっておりまして、その部分については、そういった協力企業といいますか、これは企業さんたちの広告の部分もあるということでございます。そういったことも含まれているということでご理解いただきたいと。これは町で募集しているということでもちょっと違うんじゃないか、そういうことではないんですが、全体とすればそういう構成の中で、その中にそういった協力方々の広告も載っている中

で、町の部分は 100万円となりますけれども、いろいろ内容を充実させるための部分でございます。

金額について大きい小さい、決して小さい金額ではないというふうには思っておりますが、先ほど申しましたとおり、庁舎の完成と同時に、新たな大和町が未来に向かって出発する、そういったものを広く県民の皆様方、多くの方々に知っていただくということも踏まえて決断をしたところでございます。以上です。（「終わります」の声あり）

委員長（浅野正之君）

これで総務常任委員会代表高平聡雄委員の代表質疑を終わります。

以上で代表質疑を終わります。

これで予算特別委員会に付託された平成22年度の各種会計予算についての審議を終わります。

お諮りします。

平成22年度の各種会計予算については、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、平成22年度の各種会計予算については、討論を省略して採決いたします。

お諮りします。

平成22年度各種会計予算については、一括採決したいと思います。賛成の方はご起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

一括採決に反対者がありません。

会議に付された事件は、一事件一処理の原則によるものとされております。

一括採決の条件は、議員全員が賛成の場合のみ認められるものであり、お一人でも反対される方がいる場合は、一括採決できないこととなります。したがって、本特別委員会における平成22年度の各種会計予算につきましては、各会計ごとに採決することにいたします。

議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

次、議案第25号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

次、議案第26号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

次、議案第27号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第29号 平成22年度大和町落合財産区特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

次、議案第30号 平成22年度大和町奨学事業特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第31号 平成22年度大和町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

次、議案第32号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

次、議案第33号 平成22年度大和町下水道事業特別会計予算を採決いたします。
本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

次、議案第34号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたしま
す。

本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第35号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算を採決いたします。
本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

議案第36号 平成22年度大和町水道事業会計予算を採決いたします。
本予算は原案どおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

大和町議会予算特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時11分 閉会